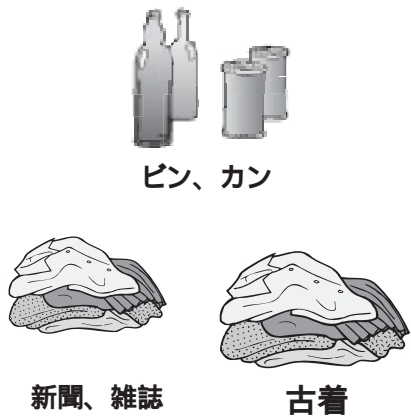




平成二十年度に資源ごみ回収を予定している団体は、四月一日(火)から二十四日(木)までに『団体登録申請書』を提出してく

【対象】  
市の区域内に活動の拠点をもち、地域社会に貢献できる性格を持つ団体で、回収を自ら実施し継続して行うことができる団体。ただし、資源ごみの回収や処分を業とする団体は対象外。

【報奨金】  
資源ごみ一、グラム当たり六円(報奨金の十円未満の端数は切り捨て)



資源ごみとは、市内から排出される新聞や雑誌、古着、空きビン、空きカン、その他資源として再生利用できるものことです。

### 『資源ごみ』って？

市では、資源ごみの再生利用の促進と循環型社会の意識の高揚を推進することを目的に、資源ごみを回収する登録団体に『資源ごみ回収事業報奨金』を交付しています。

問合せ クリーン課  
電話 055 949 6805

## 資源ごみ回収の

## 団体登録申請を

### 報奨金の交付までの流れ

**団体登録の申請**  
クリーン課または各庁舎の市民サービス課に申請書を提出します。

**資源ごみの回収**  
団体登録通知を受けてから活動を開始してください。回収した資源ごみは、回収業者へ引き渡し、計量票と回収実績個票を受け取ります。

**報奨金の請求**  
回収実績個票と計量票を三カ月ごとまとめて申請します。  
第一期(四～六月回収分)は七月十五日(火)まで、第二期(七～九月回収分)は十月十五日(水)まで、第三期(十～十二月回収分)は平成二十一年一月十五日(木)まで、第四期(一～三月回収分)は平成二十一年三月三十一日(火)までに申請してください。

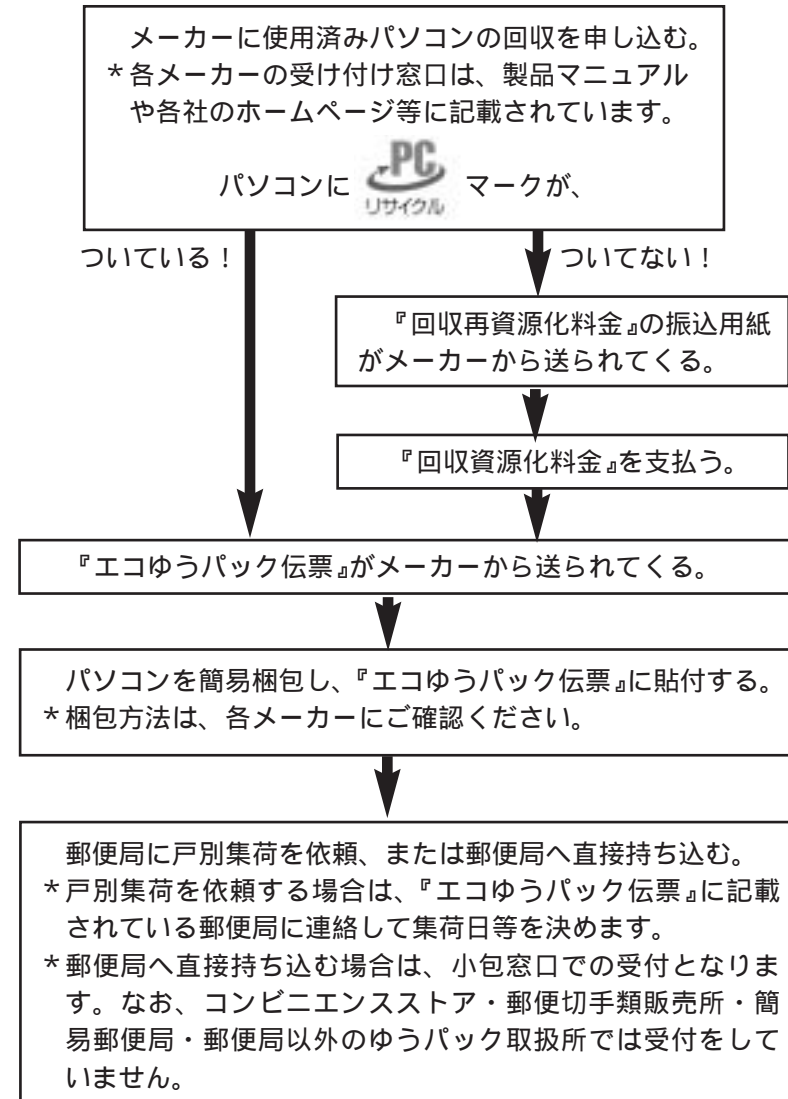
**報奨金の受領**  
市から登録団体の口座に入金します。

## 使用済みパソコンの正しい処理方法

問合せ クリーン課  
電話 055 949 6805

使用済みとなった家庭用パソコンは、市では処理できません。パソコンを有効に再資源化するため、パソコンメーカーが構築した回収・再資源化ルートにより処理してください。

使用済みパソコンの処理方法について  
パソコン 3R 推進センター  
電話 03 5282 7685



平成 15 年 9 月 30 日以前に小売販売されたパソコン等、排出時に PC リサイクルマークが付いていないパソコンは、『回収再資源化料金』を支払う必要があります。PC リサイクルマークが付いているパソコンは、回収再資源化料金を支払う必要はありません。ただし、PC リサイクルマークが付いているパソコンでも、メーカーが倒産した等の場合は『パソコン 3R 推進センター』が回収するため、新たに所定の回収再資源化料金が必要となります。回収再資源化料金はメーカーにより異なります。メーカーにご確認ください。キーボード、マウス、テンキー、コード類、マイク、スピーカー等、製品に同梱されていた付属装置はパソコンと一緒に排出される場合は回収されません。なお、取扱説明書等紙類及び CD ROM 等の媒体は含みません。回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)については、『パソコン 3R 推進センター』が有償で回収・再資源化しますが、法人所有の使用済みパソコンで回収・再資源化を希望される場合は、回収手順が異なりますので、直接パソコンメーカーにお問い合わせください。

対象となるパソコンの回収資源化料金の例(税込み、1台あたり)

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

デスクトップパソコン本体 3,150 円	ノートブックパソコン 3,150 円	CRT ディスプレイ (一体型パソコン含む) 4,200 円	液晶ディスプレイ (一体型パソコン含む) 3,150 円